

安全データシート(SDS)

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	: 流動パラフィン「ニッコー」
化学品の英語名称	: LIQUID PARAFFIN「NIKKO」
供給者の会社名称	: 日興製薬株式会社
住所	: 岐阜県羽島市上中町一色467-1
電話番号	: 058-398-2576 信頼性保証部
ファクシミリ番号	: 058-398-5863
推奨用途	: 軟膏基剤として、調剤に用いる。

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類	: 分類基準に該当しない
GHSラベル要素	
絵表示	: なし
注意喚起語	: なし

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	: 化学物質
化学名又は一般名	: 流動パラフィン
慣用名又は別名	: 鉱油、ミネラルオイル
濃度又は濃度範囲	: 100%
CAS番号	: 8042-47-5
官報公示整理番号(化審法)	: (9)-1692
官報公示整理番号(安衛法)	: -

4. 応急措置

吸入した場合	: 新鮮な空気のある場所に移す。身体を毛布などでおい、保温して安静に保ち、必要に応じ医師の手当てを受ける
皮膚に付着した場合	: 水と石鹸で付着した部分を洗う。
眼に入った場合	: 清浄な水で十分に目を洗浄したのち、医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合	: 無理に吐かせないで、直ちに医師の手当てを受ける。口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗うこと。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	: 飲むと下痢、嘔吐する可能性がある。眼に入ると炎症を起こす可能性がある。皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。ミストを吸入すると気分が悪くなる可能性がある。
応急措置をする者の保護	: 情報なし
医師に対する特別な注意事項	: 情報なし

5. 火災時の措置

消火剤	: 霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤が有効である。
使ってはならない消火剤	: 棒状注水
特有の危険有害性	: 火災時に危険なガスや煙が発生する可能性がある。
特有の消火方法	: 火元への燃焼源を絶つ。 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。注水は、火災を拡大し危険な場合がある。周囲の設備などに散水して冷却する。火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
消火を行う者の保護	: 消火作業の際には、風上から行き必ず保護具(消火服)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	: 皮膚に触れたり、眼に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。ミストが発生する場合、呼吸器具等を使用してミストを吸入しないこと。
環境に対する注意事項	: 土壌の汚染、水質汚濁に繋がるので、可能な限り回収する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	: 大量の場合、漏洩した液は土砂などでその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器に回収する。河川、下水道等に排出されないように注意する。少量の場合、吸収性のある素材(布、土、砂、おがくずなど)でふき取る。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : 「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。

安全取扱い注意事項 : 取扱後はよく手を洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
環境への放出を避けること。
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
呼吸用保護具を着用すること。

接触回避 : 炎、火花、または高温体との接触を避ける。みだりに蒸気を発散させないこと。

保管

安全な保管条件 : 換気の良い場所に保管すること。容器を密閉しておくこと。

安全な容器包装材料 : 国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 : 未設定

許容濃度

日本産衛学会(2017年度版) : $3\text{mg}/\text{m}^3$ (鉛油ミスト)

ACGIH : TWA $5\text{mg}/\text{m}^3$ (鉛油ミスト)

設備対策

: ミストおよび蒸気が発生する場合は発生源の密閉化、または排気装置を設ける。
取扱場所近辺に、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

保護具

呼吸用保護具 : 通常必要がないが、必要に応じて呼吸用保護具を着用する。

手の保護具 : 長期間または繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。

眼の保護具 : 飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具 : 長時間にわたり取扱う場合または濡れる場合には耐油性の長袖作業服等を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 : 液体

色 : 無色

臭い : 無臭

融点/凝固点 : 流動点 -10.0°C

沸点又は初留点及び沸点範囲 : データなし

可燃性 : 可燃性だが、容易に発火しない

爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界 : 上限7% 下限1%(推定値)

引火点 : $>256^\circ\text{C}$ (COC)

自然発火点 : データなし

分解温度 : データなし

pH : 水にとけない

動粘性率 : データなし

粘度 $78.0\text{mm}^2/\text{s}$ (37.8°C)

溶解度 : 水にとけない

n-オクタノール/水分係数 : データなし

蒸気圧 : $3.0 \times 10^{-3}\text{Pa}$ (50°C)

密度及び/又は相対密度 : $0.867\text{g}/\text{cm}^3$ (15°C)

相対ガス密度 : データなし

粒子特性 : 非該当

10. 安定性及び反応性

反応性 : 安定

化学的安定性 : 安定

危険有害反応可能性 : 情報なし

避けるべき条件 : 加熱、混色危険物質との接触、火源

混触危険物質 : 強酸化剤

危険有害な分解生成物 : なし

11. 有害性情報

急性毒性

経口 : ラットのLD50値として、 $>5,000\text{ mg}/\text{kg}$ 区分外

経皮 : うさぎのLD50値として、 $>2,000\text{ mg}/\text{kg}$ 区分外

吸入:ガス	: GHSの定義における液体である。
吸入:蒸気	: データなし
吸入:粉じん及びミスト	: ラットの4時間吸入ばく露試験 LC50値として、>5 mg/L 区分外
皮膚腐食性/刺激性	: 皮膚に対する腐食性/刺激性として分類されない(OECD Guideline 404; Rabbit; 24 & 72h)
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 目に重大な損傷を与える、または眼を刺激する物質として分類されない (OECD Guideline 406; Guinea pig; 24 & 72h)
呼吸器感受性又は皮膚感受性	: 呼吸器感受性又は皮膚感受性として分類されない(OECD Guideline 406; Guinea pig; 24 & 72h)
生殖細胞変異原性	: 生殖細胞変異原性物質として分類されない(OECD Guideline 471; Ames; In vitro)
発がん性	: 発がん性物質として分類されない(OECD Guideline 471; Dermal; Mouse)
生殖毒性	: 雌雄のラットに、4350mg/kg bw/day、5日/週、13週間投与したが、生殖能力の低下は見られなかった。よって区分外に分類する。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: データなし
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: データなし
誤えん有害性	: データなし

12. 環境影響情報

生態毒性	
水生環境有害性 短期(急性)	: 魚類(ブルーギル)に対し96時間のばく露試験の結果 LL50>10,000mg/Lであり、有害であると分類されない。
水生環境有害性 長期(慢性)	: データなし
残留性・分解性	: データなし
生態蓄積性	: データなし
土壌中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: 当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。

13. 廃棄上の注意

化学品(残余廃棄物)、当該化学品が付着している汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報	: 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
--	---

14. 輸送上の注意

国際規制	: 該当しない
国内規制	: 該当しない
海上規制情報	: 船舶安全法 非危険物(個別運送およびばら積み運送において)
航空規制情報	: 航空法 非危険物
陸上規制情報	: 指定可燃物(可燃性液体類)

15. 適用法令

消防法	: 可燃性液体類・危険物に該当しない
毒物及び劇物取締法	: 非該当
労働安全衛生法	: 名称等を表示すべき危険有害物(法第57条、施行令第18条別表第9) 名称等を通知すべき危険有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)No.168
危険物船舶運送及び貯蔵規則	: 非該当
航空法	: 非該当
化学物質排出把握管理促進法	: 非該当
下水道法	: 鉱油類排出規制
水質汚濁防止法	: 油分排出規制(5mg/L 許容濃度)ノルマルヘキサン抽出分として検出される

16. その他の情報

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関してはいかなる保証をするものではありません。また、新しい知見及び試験等により内容が変更されることがあります。なお、注意事項は通常の取扱いを対象にしたものなので、特別な取扱いをする場合には、新たに用法・用途に適した安全対策を実施のうえで御使用ください。御使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願いいたします。